

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例のあらまし

- 1 育児部分休業の取得方法の多様化に伴い、必要な規定の整備を行います。
- 2 この条例は、令和8年4月1日から施行します。